

郡山市職員互助会補助金交付要綱

昭和54年4月1日制定

平成22年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和2年3月23日一部改正

[総務部職員厚生課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市職員の心身の健康増進及び生きがいある充実した生活の実現を図ることを通じて、職員の公務能率の向上に資することを目的とした郡山市職員互助会の事業の円滑な運営を図るため、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助金の対象は、毎会計年度における別表に掲げる経費とし、その額は、当該各号に掲げる額とする。

(申請期間)

第3条 補助金の交付の申請期間は、当該補助の対象に係る会計年度内とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等を目的外に使用した場合は、補助金等の全部又は一部を返納すること。
- (2) 補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度から5年間保存すること。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他必要と認める書類

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表【第2条関係】

区分		対象経費	補助上限	補助額
人件費		給料、職員手当等、共済費、賃金	事業主補助対象事業（行事費及び選択式福利厚生事業費）実施相当分の額に郡山市職員互助会加入事業所（郡山市、郡山市上下水道局、郡山地方広域消防組合）に属する互助会会員の会費額のうち郡山市に属する互助会会員が占める会費額の割合を乗じた額（以下「会費割合を乗じた額」という。）	予算の範囲内で定める額
行事費	スポーツ大会（ソフトボール大会、バドミントン大会及びボウリング大会に限る。）	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費及びその他事業費	当該経費の額に会費割合を乗じた額 （ただし、各種事業の参加者への賞品に係る経費を除く。）	
	うねめまつり踊り流し	遂行上必要と認められる経費		
	健康増進及び生涯生活設計に関する講習会			
	職場配置用医薬・衛生品の配付			
	その他職員の福利厚生に資する事業			
選択式福利厚生事業費		需用費、役務費、委託料その他事業費 遂行上必要と認められる経費	当該経費の2分の1の額に会費割合を乗じた額 （ただし、サービス利用開始又は更新時に要する経費を除く。）	